

吉備中央町 こども計画



令和8年度～令和11年度

【概要版】

計画策定の趣旨

近年、家庭環境の多様化、子どもの貧困や虐待、いじめ、ひきこもり、さらにはデジタル社会の進展に伴う新たなリスクなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。これらの問題は、子どもたちが健やかに成長し、自己実現を果たすための機会や環境に影響を及ぼしており、社会全体で対応が求められる喫緊の課題となっています。

また、若者が結婚や子育てへの希望をもてないことによる晩婚化や子育て世代の子育てに対する不安の高まりなどが影響し、国では少子化が加速しています。

こうした状況を背景に、国では、令和5年4月に全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」を施行し、同法に基づき子ども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指しています。

本計画は、こうした背景のもと、子育て支援サービスの充実、子どもたちの安全・安心な居場所の確保、子どもの貧困対策、いじめ・ひきこもり対策、若者の結婚・雇用対策、さらにはデジタル環境における子どもの保護など、多角的な施策を推進します。

また、計画の実施にあたっては、定期的な評価と見直しを行い、変化する社会環境や地域の課題に柔軟に対応することで、持続可能な支援体制の構築を目指すとともに、全ての子どもが健やかに成長し、町の未来を担う一員として活躍できる地域社会の実現を目指します。

国における取組



1 こども大綱の策定

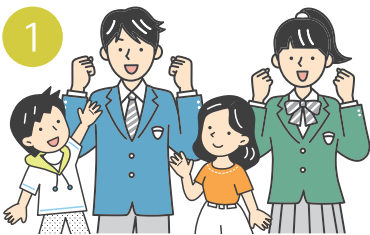
こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。こども家庭庁の下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進しています。

2 「こどもまんなか社会」

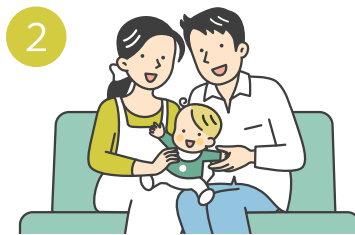
こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

3 こども施策に関する基本的な方針

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。



こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。



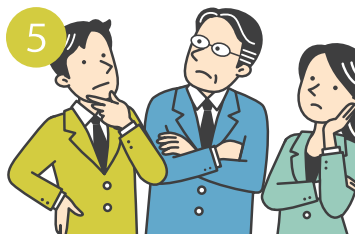
こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。



こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。



良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。



若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。



施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

計画の性格・位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、本町における子ども・若者施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含むものとします。

なお、上位計画である「吉備中央町総合計画」やその他関連計画との整合、連携を図り策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする4年間とします。

計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。また、若者施策については概ね15歳から40歳未満とします。

計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される「吉備中央町子ども・子育て会議」において、計画内容、事業の運営方針、施策推進に関する事項についての協議を行います。

「吉備中央町子ども・子育て会議」は、町における子ども・若者、子育てに関わる施策について意見を述べるなど、本計画の実施に関する事項を協議していく機関です。

また、計画に関する住民の意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施しました。



基本理念

国の「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」の実現を目標としています。

全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、平等に健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、家庭、行政、地域が連携し、社会全体で子ども施策に取り組むことが大切です。

本計画では、これまでに推進してきた「～子育てが楽しいまち 子どもが健やかに育つまち～（22世紀の理想郷）」の基本理念を継承し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援します。また、子どもと若者を社会の中心に据え、幸福と権利を保障するとともに、子どもと若者の意見を尊重し、全ての子どもと若者が活躍できる環境を目指します。

～子育てが楽しいまち 子どもが健やかに育つまち～ 22世紀の理想郷



基本的な方針

子ども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

子ども・若者の意見を聴く

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに施策を進めていきます。



切れ目なく支援する

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

貧困と格差の解消を図る

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

若い世代の生活基盤の安定を図り、子育てに関する希望をかなえる

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の実現を図ります。



地域全体で連携し、施策を推進する

施策を推進するにあたっては、家庭、行政、地域、関係機関等との連携を重視します。

施策の展開



基本目標 1 結婚・出産・子育て・就労の希望をかなえる

若者が自分の将来に対して明るい希望がもてるよう、経済的基盤の確保に向けた就職支援を図ります。また、結婚を希望する人に多様な出会いの場を提供するとともに、結婚時に必要な資金に対して支援を行うなど、若者の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。

安心して子どもを産み、全ての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ安心な妊娠・出産・子育てを推進し、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を推進します。

また、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会を実現するために、乳幼児期の親子に対して食育についての学びの場を設けます。

こども家庭センターを核として、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の窓口となり、子育て家庭に寄り添いながら関係機関と連携し必要な支援を提供します。

数値目標

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
婚姻件数	令和6年度	19件	令和10年度	20件

主な施策

- 若者の就職支援
- 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備
- 母子保健の推進

基本目標 2 乳幼児期における教育・保育の充実

こども園から小学校へとつながる一体的な子育て支援のもと、乳幼児期における発育・発達の各段階に応じた保育・教育の提供体制を確保するとともに、質の向上を図ります。

また、子育てをしている全ての人々が安心して子育てができるよう、保護者のニーズに応じた様々な子育て支援サービスの充実を図ります。さらには、全ての子育て家庭に、必要な施策が届くよう情報を発信します。

数値目標

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
合計特殊出生率	令和4年度	1.79	令和10年度	1.89

主な施策

- 幼児教育・保育の質の向上
- 子育て家庭への支援

基本目標 3

子ども・若者の成長を支援する環境の充実

家庭、教育・保育機関、地域等のネットワークにより、子どもを産み育てることに喜びを実感できる仕組みづくりを展開します。あわせて、子どもの未知なる可能性を日常の暮らしの中で育むことができるよう教育力の向上を目指します。

子どもたちが安心して過ごせる場所をもちながら、他者との関わりの中でのびのびと育つ機会がもてるよう、「アフタースクール」「放課後児童クラブ」「キッズパーク」「にじいろ広場」など、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進します。

また、警察や地域等と連携し、防犯パトロールや通学路等の危険箇所対策を行うなど、安心・安全なまちづくりを推進します。

数値目標

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
タブレット端末持ち帰りの取組(小学校)	令和6年度	33.3%	令和10年度	100.0%

主な施策

- 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上
- 子ども・若者の居場所づくり
- 地域・世代間交流、体験活動の促進
- 子どもの安心・安全の確保に向けた環境づくり

基本目標 4

支援が必要な子ども・若者や家庭へのきめ細かな対応

児童虐待、障害児施策、非行の未然防止、自殺対策、生活困窮者、ひとり親家庭について、家族や地域、関係機関との連携により、支援の充実及び体制整備を図ります。

また、ひきこもりなど地域から孤立する若年層等に対して、必要な支援や見守りにつながる働きかけを推進します。

こうした状況に置かれた子ども・若者への無理解・無関心や貧困を根絶し、地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進します。

数値目標

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
要保護世帯数	令和6年度	25世帯	令和10年度	20世帯

主な施策

- 児童虐待防止対策の充実
- 障害児施策の充実
- 困難な状況にある子ども・若者への施策の充実
- 子どもの貧困対策の推進

基本目標 5

子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

子ども・若者が安心して意見を述べることができる機会がつけられるよう、子ども・若者の意見を表明する権利について住民に周知し、地域全体で共有を図ります。

また、子ども・若者施策に関する審議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケート等を実施し、子ども・若者の主体的な社会参画を地域全体で推進します。

数値目標

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
こども計画策定における40歳未満の委員数	令和7年度	3人	令和10年度	3人

主な施策

● 子どもの権利の保障

● 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映



ブッポウソウの「へそっぴー」

吉備中央町こども計画

【概要版】

- 発行 令和8年3月
- 発行者 岡山県吉備中央町
- 問合せ先 吉備中央町子育て推進課



吉備中央町

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2
TEL 0866-54-1328 / FAX 0866-54-1306
E-mail kosodate@town.kibichuo.lg.jp